

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 24日	
和歌山県知事 様	
提出者 〒640-8159	
住 所 和歌山市十一番丁47番地	
氏 名 株式会社 きんでん和歌山支店	
執行役員支店長 吉川 正永	
電話番号 073-431-2300	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 きんでん和歌山支店
事業場の所在地	和歌山市十一番丁47番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	08 設備工事業
②事業の規模	元請完成工事高 24億円
③従業員数	166人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の一連の処理については、事業所対応とし、本店へは期末ごとに実績を報告している。事業所（バツカンの配置）→ 中間処理会社 → 最終処分（埋め立て他）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	別紙の通り				
	排出量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物処理管理組織図に廃棄物処理の管理組織および管理者を定めており、廃棄物の種類・分別・量の管理に努めている。 ・事業所・現場において、産業廃棄物管理票交付等状況報告書により、廃棄物の種類・量を把握している。 ・発生量についても、マニフェスト伝票により適正に把握して分別処理による廃棄物の発生抑制に努めている。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別紙の通り				
	排出量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物処理管理組織図の廃棄物処理管理組織に則り、管理者による廃棄物の種類・分別・量の管理を継続する。 ・廃棄物処理について、さらに再生利用、減量化、適正処理に向け本店と緊密に連携した管理体制をとる。 ・産業廃棄物全般において、法令関係・指導事項等の情報提供を行う。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・発生量は、マニフェスト伝票により把握している。 ・一般廃棄物・産業廃棄物に分別。 ・廃棄物の種類ごとに分別を行い、会議体等で周知・指示している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類ごとにバツカンの設置を行い、分別に対する意識の高揚により発生抑制に努める。 ・継続してマニフェストによる現状把握を半期に一度行い、種類ごとの発生量の把握を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	—				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	—				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	—				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	別紙の通り				
	全処理委託量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
	・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる会社を選定して、書面による契約を実施している。 ・確認事項は、許可の有無・品目・事業の範囲・許可期限・積替え保管施設の状況。 ・産業廃棄物収集運搬車の標示確認。 ・紙マニフェストの発行責任者を決めて管理している。					

(第5面)

② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別紙の通り				
	全 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託する会社の処分方法、能力が適切かどうかを現地に出向き確認する。 ・再生利用するための処理を委託する場合は、再生処理会社に直接委託する。 ・管理者が責任をもってマニフェストの管理・契約の有無確認を継続する。					
※ 事務処 理欄						

処理計画書共通別紙

(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類が6以上の場合使用し、10以上の場合はコピーして使用してください)

(単位:t)

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	1 廃プラスチック類		2 金属くず		3 木くず		4 ガラス・陶磁器くず		5 アスコン・その他がれき	
排出量(第3面)	25.00t	13.22t	40.00t	8.55t	110.00t	108.31t	30.00t	28.63t	750.00t	4114.92t
自ら再生利用する量(第3面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら熱回収する量(第3面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により減量する量(第3面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量(第4面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
全処理委託量(第4・5面)	25.00t	13.22t	40.00t	8.55t	110.00t	108.31t	30.00t	28.63t	750.00t	4114.92t
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	25.00t	13.22t	40.00t	8.55t	110.00t	108.31t	30.00t	28.63t	750.00t	4114.92t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	6 廃油		7 建設混合		8 紙くず		9		10	
排出量(第3面)	0.5t	0.07t	30.00t	25.32t	1t	0.23t				
自ら再生利用する量(第3面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら熱回収する量(第3面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら中間処理により減量する量(第3面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量(第4面)	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
全処理委託量	0.5t	0t	30.00t	25.32t	1t	0.23t				
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
再生利用業者への処理委託量	0.5t	0.07t	30.00t	25.32t	1t	0.23t				
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が6以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

```

graph TD
    A[中央総括廃棄物管理責任者  
(環境担当役員)] --- B[中央総括廃棄物管理責任補助者  
(安全衛生環境室長)]
    A --- C[中央廃棄物管理責任者  
(技術本部長)]
    A --- D[中央廃棄物管理責任者  
(環境設備本部長)]
    A --- E[中央廃棄物管理責任者  
(情報通信本部長)]
    A --- F[中央廃棄物管理責任者  
(電力本部長)]
    C --- G[支店(社)総括廃棄物管理責任者  
(支店(社)長)]
    D --- G
    E --- G
    F --- G
    G --- H[支店(社)総括廃棄物管理責任補助者  
(支店(社)業務部長及び工事センター業務課長)]
    G --- I[支店(社)廃棄物管理責任者  
(情報通信本部情報通信工事センター工事部長、電力本部再生可能エネルギー工事センター工事課長、支店工事部長(空調管工事部長及び施工部長を含む。))及び電力部長(配電部長及び電力通信部長を含む。))並びに支社工事部長(空調管工事部長、内装工事部長、送電工事部長、エネルギー開発工事部長、施工部長及び首都圏事業部施工部長を含む。)))]
    I --- J[課・所廃棄物管理責任者  
(工事担当課長、電力営業所長、営業所(総括)長)]
    J --- K[課・所廃棄物管理担当者  
(工事担当課、電力営業所、営業所(総括)))]
    K --- L[収集・運搬業者]
    K --- M[中間処理業者]
    K --- N[最終処分業者]
  
```

中央総括廃棄物管理責任者
(環境担当役員)

中央総括廃棄物管理責任補助者
(安全衛生環境室長)

中央廃棄物管理責任者
(技術本部長)

中央廃棄物管理責任者
(環境設備本部長)

中央廃棄物管理責任者
(情報通信本部長)

中央廃棄物管理責任者
(電力本部長)

支店(社)総括廃棄物管理責任者
(支店(社)長)

支店(社)総括廃棄物管理責任補助者
(支店(社)業務部長及び工事センター業務課長)

支店(社)廃棄物管理責任者
(情報通信本部情報通信工事センター工事部長、電力本部再生可能エネルギー工事センター工事課長、支店工事部長(空調管工事部長及び施工部長を含む。))及び電力部長(配電部長及び電力通信部長を含む。))並びに支社工事部長(空調管工事部長、内装工事部長、送電工事部長、エネルギー開発工事部長、施工部長及び首都圏事業部施工部長を含む。))

課・所廃棄物管理責任者
(工事担当課長、電力営業所長、営業所(総括)長)

課・所廃棄物管理担当者
(工事担当課、電力営業所、営業所(総括))

収集・運搬業者

中間処理業者

最終処分業者

— 9 —